

第12回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会会議録

日時 平成26年11月14日（金）

場所 兵庫県民会館1101号室

【会議開催時間】

会議開始時刻 13時00分

会議終了時刻 15時20分

【会議日程】

- 1 定足数の確認 委員5名出席により定足数を満たしているため会議を開催する。
- 2 委員長あいさつ 大内委員長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 第11回第三者委員会において部長級及び課長級を対象に実施することとしたアンケートの内容について協議を行った。
 - (2) 水道部「東芦田新水源のマンガン流出事故、水質検査結果隠ぺいに関する事案」について、事実認定のため水道部に説明を求めることとした。
 - (3) 消防事案に係る今後の対応について協議し、現段階では起訴に発展していないため、第三者委員会では静観することとした。
 - (4) 次回第三者委員会について
日時：平成26年12月25日（木）午後1時30分から
場所：氷上住民センター実習室

会議に出席した者（7名）

委員会委員 安藤委員、大内委員、上脇委員、北林委員、元吉委員

委員会事務局 企画総務部総務課荒木庶務係長ほか1名

第12回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会

日時 平成26年11月14日（金）

場所 兵庫県民会館

午後1時0分 開会

●事務局 ただいまから丹波市不正事務処理に関する第三者委員会、第12回の会議を開催させていただきます。

まず初めに、報道機関の写真撮影の許可ということで、写真撮影の申し出があり、第三者委員会傍聴要領第7条の規定によりまして委員長の許可を得ておりますので、ご報告を申し上げます。

1点目、定足数の確認ということで、委員会条例第7条第2項の定足数に達しておりますので、ただいまから第12回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会を開催いたします。

本日、事務局長の課長のほうなんですけれども、消防事案の対応とその他の会議が重なって、欠席させていただいております。ご了承ください。

では、次第番号2番、委員長挨拶ということで、大内委員長、よろしくお願いします。

●大内委員長 どうも皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。この委員会も常に全員出席で進めております。事務局のほうも何かいろいろ多事多難だと思うんですけれども、遠いところご苦労さまです。

もう11月、あと最終報告まで日がないんですけれども、今日いろいろ議論したいこともたくさんありますが、12月25日には丹波市のほうにお伺いするという予定になっておりますので、その最終報告に向けての方向づけが今日ある程度できればなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

●事務局 ありがとうございます。

それでは、次第番号3番、議事ということで、議事以降につきましては、委員会条例第7条1項の規定によりまして、委員長に議長となつていただき、会議の進行をいただきます。

大内委員長よろしくお願いいたします。

●大内委員長 それでは、もう早速始めさせていただきます。

おそらく昨日だと思えますけれども、資料を届けていただきました。この資料について何か、ざっと読ませていただいたんですけれども、ご説明いただくようなこと、補足とかそういうのがございましたら、事務局のほうからお願いします。

●事務局 前回の会議で委員様のほうからいろいろ出た意見を一応17項目拾い上げさせていただきまして、この状態で水道部のほうに質問状を出しました。それによって水道部、工務課が主管となるんですけれども、該当の資料を整理していただいて、割と質問自体が具体的な内容のことが多かったもので、回答としても特別に説明をするというようなところは、今のところ事務局としては持っていませんので、もし答えられる範囲でありましたら、委員の皆様の方からよろしくお願いします。

●大内委員長 いただいた資料で何かご質問とかございませんでしょうか。

●上脇委員 これが出てきたので、私のずっと関心事、水質検査をしておきながら、何でそれがファイルに綴じられたままで上司に報告されなかったのかというののちょっと入り口が見えてきたのかな。ただ、よくわかんないので、教えていただきたいんですが、水道の回答の中に、たしか回答の3ページに、12番の質問項目ですかね、水質検査の報告、公表義務の質問があって、それに対する回答として、水道法24条の2の規定により情報提供が義務づけられていますという回答で、別紙の7に法令等が書いてあると思うんですが、この一番下のほうが水道法ですね。水道法が一番下の情報提供、24条の2、「水道事業者は」とあって、水道の需要者に対し、これはほとんど住民と思ったらよろしいと思うんですが、あと省令に定めるところによって20条1項の規定による水質検査の結果、その他の事業等に関する情報を提供すると、しなければいけないとありますよね。一応素直に読むと、情報提供しなければ、これ一応形式的には違法ですよ、しなければね。このときに、20条を見ると、20条の水質検査というのは、定期及び臨時の水質検査とあるんですよ。ということは、ほとんど検査すると、結果を公表しないといけないということになりそうですよね。その場合の結果というのは、例えば適正值というか、問題のない数値の範囲内であろうとなかろうと、言いかえると異常なときに限定されずに、常に検査をしたら報告しないといけないのかどうか、情報提供しないといけないのかどうかという、まず素朴な疑問があるんです。

というのも、必ず報告しないといけないとなると、異常であろうとなかろうと、報告するための手続をとらないといけないですね。異常の場合にのみ報告するんだったら、異常を確認しないとできないですよ。中身を見てないという回答が前のやつではあったわけ

で、この場合の情報を提供しなければいけない、需要者、住民に提供しないとイケないといつたときに、これは検査結果、全部検査すると、逐一情報提供するんですかね。

●大内委員長 それ原水は関係ないんじゃないですか。

●上脇委員 原水は除くんですか。

●大内委員長 これ、ここに書いてあるのは多分浄水の。

●上脇委員 そうすると……。

●大内委員長 私この省令見てないんで、何とも正確なことよう言わんのですけど。

●上脇委員 僕も、多分そのまた前に戻ると。

●大内委員長 厚生労働省令で定める云々と、そこを見てない、すみません、見てないので。

●安藤委員 上のところの水道部施行規則ですか。

●大内委員長 ここの抜粋のところでもいいんじゃない。情報提供でしょう。

●上脇委員 この場合は、法24条の2の規定によるというふうになってて、対象が限定されていると読むのかどうか。

●大内委員長 だから全部見ないとわからんのかなという気がする。抜粋だけではどうなんですかね。水質もこの項目を検査しなさいと全部決まってるんだと思うんですけどね。ここには何、この水は一体どこの水のことや、私は浄水やと思ってたんですけど。

●上脇委員 原水の調査は含まれないということなんですかね。

●大内委員長 前から水道部の回答には。

●北林委員 水道法の適用がないという具合に書いてあるんです、原水のやつ。だから、そこまで……。

●上脇委員 回答の1ページのところだったですかね、たしか原水、井戸水についての水質基準というものは存在しませんというふうに書いてあるので、多分水道法の対象外なんだろうけれども、一応その確認を出したいんです。それによって評価が大分違ってくるので。

もう一つ気になるのは、水道事業者という場合は、具体的に誰を指すんですかね。

さらに、もしこの検査の結果、情報を提供するときには誰が起案してやるのか、一応原水の場合だと、もし適用外だったらこの議論は一応当てはまらないんだけど、ただ原水の場合とそうでない場合で手続が違うのかどうか、要するにやってる仕事が、検査を全て一律にやっているのかどうか、その確認をちょっとしたいんですけどね。

これ、決裁は課長どまりというふうになっていますので、2ページの真ん中の下のところで、部長は知らんと。報告対象になってないわけですよ。そこがちょっとわかると評価がしやすくなるのかなと。仮に水道法の適用がない原水の場合だったらどう対応するのかというのがないので、ルール化が全くないのかどうか。これ水道部でないとわからない。

●事務局 今、上脇委員のほうが言われた質問、正確な回答はもう正直今ここでは、私のほうでできませんので、帰って直ちに確認をとれば、すぐメールでもお返しできますので、この件については確認後、メール回答します。

●大内委員長 大切なことですが、私勝手に原水は違うんで、水道、いわゆる浄水ですね。浄水池を通過してまさに配水する、その水のことやと勝手に思ってたんで、それは。

ほか、疑問は当然だと思いますので、また事務局のほうで聞いてすぐに知らせてください。

●事務局 はい。

●大内委員長 一応原水は浄水のことだということ、何か議論するについてやっぱりそれは問題になりますかね。なるわな、当然。

●上脇委員 だから、原水は水道法の適用がないとはいえ、そこに異常があったときにどう対応するかは、全くマニュアルがないのかどうかね。水道法の適用がないんだからいいんやとなるのか、でも原水を使って最終的には家庭に行くわけですね、最後の最後は。

●大内委員長 だから、そんな常識の範囲内ですよ。異常があったら対応するというのはね。マニュアルがないからしませんでしたでは通らんでしょう。

●上脇委員 最終的にそうなるのか、実はそれに、法律に準じて何かあって、原水の場合でも何か対応することになってて、それに実は違反してたということなのか。

●大内委員長 水道部の何かあるんですよ。どこやったかな。丹波市水道部事務専決規程、これはそうか、専決、決裁権限が誰にあるかということですか。

●上脇委員 そうですね。

●大内委員長 書いてないからだめか。

●上脇委員 実は気になっているのは、2ページの7番目の回答なんです。以前は濁水や漏水等の水道事業等に関する報告の際の水道部として統一された書式や事務は確立されていなかったってあるんですよ。これは水道法の適用がある場合もそうなんです。違うんですかね。これは原水の話なんですかね。

- 大内委員長 いやいや、これは漏水、濁水や漏水だから水道。
- 上脇委員 法の適用がある……。
- 大内委員長 浄水の話。
- 上脇委員 そのときに、仮に検査があつたりして濁つとると、これは飲めんぞといったときには検査の結果を報告せんといかんですね。そうすると、どういう手続で報告するんですか。さっきの事業者を確認したのは、事業者は報告義務があるんですね、公表義務がある。実際やってる人からその報告義務のある人までどういう手続でいくのか。
- 事務局 やってる人というのは、検査業者。
- 上脇委員 で、決裁は課長でとまってるわけですね。
- 事務局 そうですね。規定上そうになっています。
- 上脇委員 だったら、課長名で報告する、公表する、ですか。そこがよくわかんないです。
- 大内委員長 どうしたんだろう。これ問題になったときに検査して公表しましたよね。誰が公表したのかな。
- 上脇委員 そういう何か細かいことだけど。
- 大内委員長 これホームページにも載るんでしたっけ。
- 事務局 ホームページには載ってないんじゃないですか、ちょっとそれも確認します。
- 上脇委員 すみません。ごめんなさい。ちょっと細かいことがわかんないので。
- 大内委員長 公表するいうて、公表の仕方がいろいろあります。
- 上脇委員 事業者本人が起案はしないとは思うけど、報告は当然受けて、これは公表しましょうねという手続になると思うんですよね。そうすると、検査結果から報告までの手続があつて、そのときに部長が知らないのかどうか。で、原水るときは別なのかどうか。比較的隠ぺいしたところはわかりやすいんですけどね。これ出しちゃったらまずいぞといつて隠ぺいしますので、まだわかりやすいんですか。
- 大内委員長 もう2日ほど早く来てたらもうちょっと読み込めたんだけど、私も時間なくて。
- 上脇委員 昨日僕も時間なかったんで、完全にちょっと目を通すことができてないんですが、ただそこがちょっと気になったんで。
- 事務局 ホームページのほうには掲載があるようです、水質検査結果ということで。水質検査結果及び計画についても、水質検査計画。

●上脇委員 原水の場合も含むのかどうかも含めて、また教えてください。

●事務局 はい。

●北林委員 決裁規程の話で、専決規程で、これは課長になってますよというのが9番であつたんですけども、僕もちょっとこのところはアンダーライン引っ張ってあつて、ちょっと疑問に思ったんですけども、これは21年なり何なりに濁水が起こったときの、これもこの規定が適用されるという考え方でいいんですか、実際の権限は。何かそれは部長決裁を得る必要はありませんということになってるときに、その部分、21年度のところ、濁水事故の場合でもこれは決定権、あるいは24年度もそうなんですけども、部長は実際の権限はないというような解釈で、それは課長さんですよということでもいいのかなというのは、もちろん規定ですから、そういうのは課長さんですよということであつていいんですけども、ただ例えば違う規定で、何かここにこれを超えるような、もう少し大きな問題があつた場合は部長まで行くんですよとか、いわゆる部長まで行くような余地がこの中に入らないだね。

●事務局 専決の考え方について、権限を各課長までで委任しとるというような中で、報告義務については専決規程の中に存在してまして、専決者が自己の専決事項であっても上司に報告すべき事項については、その都度報告しますし……。

●北林委員 そのように書いてある。

●事務局 幾ら軽易な事項やっても、重大な問題がはらんでたら、当然それは上司へ報告する義務がありますので。

●北林委員 それは何に書いてあるの。

●事務局 同じ専決規程の第8条に書いてあります。

●北林委員 その中に書いてあるわけやね。

●大内委員長 15番の質問に対する答えも、これ不思議やつたんで、どうかなと思ったんで、気になって読んだんですが、これもよくわかんないのね。原水とブレンドして流しちゃったけど、じゃあ正しい検査の方法はどんなにしてするんですかということについては、やっぱり浄水場まで持っていくような回答でしょう。浄水場で処理を行い、水質検査により水質を確認するまでに配水管に流してしまったことが問題です。配水をとめないといけないということですよ。

●上脇委員 ということですよ。

●大内委員長 配水をとめた上で浄水場に流して、その水をくんで検査して、どうもなけ

れば配水しなさいと、そういう意味かな。どうもあつたらどうする、今回みたいに。そしてたら、浄水の水は全部捨てちゃうのかな。簡易な検査方法というか、浄水場まで持っていかな検査できないという意味ですよ、これ。それぞれに回答いただいているけど、それぞれによくよく突き詰めると、疑問があるような気もするんだけど。

●上脇委員 わかっている人が書いているから、わからない人にとってはなかなか素朴なことがよくわかんないですよ。さっきのやつもそうだけど。これは、基本的に何か問題があったものについて、とりあえず答えてはいただいているんだけど、先ほどの質問にもあつたように、専決の話と報告はまた別なんですよ。だったら……。

●大内委員長 対面してると、次々質問ができるけど、難しいところなんです。

●上脇委員 知っておかないといけないですよ、部長は。

●大内委員長 そうでしょうね、当然。特に、異常なんかがあつた場合はどうするのですか。

●上脇委員 そうでしょうね。

●大内委員長 じゃあ、とにかく今水道部の方がおられるわけでもないの、もう少し皆さんで読み込んでいただいて、疑問があればさらに質問をする、それで場合によつたら、直接やっぱり聞きたいなということがあつたら、25日にでも、もしできればちょっと出てきていただいて、質問に答えていただくということも設定せないかんかもしれませんね。

●事務局 25日に会議が丹波市であるということで、呼び立ての予定もしておいてくださいということは、一応内々には伝えておるので。

●大内委員長 ああそうですか。じゃあそうしましょうかね。その場で全部というわけにもいかんから、ちょっと疑問なところは皆さんで拾い出して、事務局のほうに質問の形でメールを入れていただいて、当日はちょっとそれを整理して来ていただいて、お尋ねするか、そういう段取りでいきましょうか。

●北林委員 あとちょっとごめんなさい。1つだけ、この対住民というか自治会の方との議事録というのは、別紙の6について、ざっとしか読んでないんですけども、これ最初は25年7月9日のやつからここにコピーをつけてもらっているんですけど、ここの設定というのは何か理由が何かあるんですか。というのは、もっと前のやつというのはなかったんですかということが1つなんです。だから、なぜ25年7月のやつというのは何かお考えになって、ここからされたんかなという気がしたんですけども、ちょっと読む限りにおい

ては、ちょっとわからなかったものだから、それはたまたま記録がきちっとしたやつがあるんですよといったら、それも一つの答えだと思うし、そういったものが何かあったら。それもまた、何かのあれやったら聞いといてください。こちらもメモはつくりましますけども。特段いろいろなあれを見たときには、その日のそのあたりが何やというのはちょっとおそらく通知を出したから、これは24年か。

●大内委員長 事故があったのは24年ですよ。発覚したのは25年の暮れでしょう。

●北林委員 12月ぐらいですね。

●大内委員長 そうですね。この時期いうのは何があったんだっけ。

●北林委員 だから、おそらくマンガンが安定してきてますよというやつを説明をずっと言っておられるのかなという気がするんですけどね。

●大内委員長 すみません。私もちゃんと読み込んでないもので。そういうのを含めて質問にお答えをいただくようにセッティングしていただきたいということでよろしいでしょうか。

じゃあ、次に行きたいと思いますが、順不同なんですけれども、先にあれちょっと議論しとかないかんですかね。消防自動車の不正入札、不正について、新聞報道記事とかいろいろいただいているんですけども、その事件と第三者委員会のスタンスがその事件をどう扱うか、この委員会で、あるいは扱わないか、それとも今の段階では判断できないから、もう少し様子を見るか、その点について何か皆さんどのようにお考えですかね。

●安藤委員 全然関係ないですけど、私は入札監視委員会におりますけども、あの事案はちょうど前々回ぐらいの入札監視委員会の対象になっていた期間のやつなんです。この入札監視委員会というのは、その半年間分の事案を10件ぐらいサンプリングして、それについて聞くという話やったんです。たまたまその事案は当たらなかったという、その抽出する委員が毎回毎回かわるんで、そのときの委員の多分志向によるんでしょうね。こんなのが聞きたいなというやつで。

●大内委員長 そうか、無差別サンプリングじゃなくて……。

●安藤委員 無差別なんですけども、そのときの委員がこういう事案を結構聞きたいなというやつを多分選んでたと思うんです。結構あれ金額がでかいので、普通だったら多分当たるのかなとか思うんですけど、そのときは当たらずに外れてたんです。

●大内委員長 5,000万円以上よね。

●安藤委員 で、そのときは全然対象にならなかったの、ならなかったけども、そのと

きの結論としては、全体として入札手続は適正に行われていますというような結論をつけてしまったんです。

●大内委員長 それはしょうがないね、全件検査できないし。

●安藤委員 全件はできない、10件しかしないというスタンスでいってるので、ただ、金額的にでかいので、普通だったら当たるんでしょうけども、そのときに抽出した委員の人がそれを外して、何か不調になったやつを結構何か調べられたので、たまたま外れてしまったんですけども、もしかして当たってたとしても、事前に漏らしたかどうかなんていうのは多分わからないんだろうと思います。

●大内委員長 いや、例えば設計金額と入札の何というか、イコールなんでしょう。最低、そしたらそれに近い額をみんな入れようとするわけですよ、できるだけ。余り近過ぎたら、これおかしいんじゃないかというふうなことで見るんですか。

●安藤委員 まあまあそれに近い部分がありますけど、どういういきさつでこういう落札率になったかどうかは、金額、似たようなところで入札されているのかというようなのを説明を求めるんですけども、まあまあ回答はそれなりの説明なので、その場で納得してしまふみたいな感じですね。だから、意味があるかどうかよくわからずにやっているのかなという気がするんですけど。

●大内委員長 いや、本当、隠す気で隠されたらわかりませんね。うっかりミスとか、そんなのは発見できるんですか。うっかりミスはないか、入札に。あれはたまたま消防事案で副課長の命令でやった係長が入札の担当だったんですね。それも受けて後追いだけ告発しはったのかなと、第三者委員会で扱った案件もね。

●北林委員 今委員長言われたように、市が何で告発したかというのは、副課長さんと係長さんというのは、この時期に、この時期というのはおそらく逮捕されたからやと思うんやけども、そこら辺何か、何でかなと、こういうのは。ちょっときちっとしたコメントはあるんですか。新聞記事ではちょっと見たんだけども、これは係長さんが逮捕されているからあれだけ、副課長さんというのはいろんなところで一番問題やでと、こう言われているという、こういうような感じの人やったと思うんだけども、それについても年明けの1月ぐらいのときにはこういう警察に対しては何か告発か、事案を何か通告されたと。

●大内委員長 一応公務員のあれだから、義務があるわね。

●北林委員 告発をされたということは、市としてもやはり副課長さんというの、この人はやはり法律に対して違反してますよということで考えたから告発したと、こういう整

理でいいのかな。

●事務局 おそれがあるということで、そこは。

●大内委員長 おそれがあるということで、通告だけはしてはったんやろうけれども、じゃあかなり刑法に、刑法じゃないけど、何とか法に触れるという判断が新たにされたんやろか。それとも、この際告発してくれないと調べられないと言われたのか。

●北林委員 それが実態には近いかもわからへんね。出してもらえへんかったらと言われるかもわからへんね。

●大内委員長 いろいろその事情はあるんでしょうけど、この時期に告発したというのは、え、告発するんやったら遅いんじゃないのと逆に言われかねないですよ。とりあえずあれですか。まだ起訴もされてないし、新たな告発じゃなくて、前の消防車の分について、まだ起訴もされてないし、とりあえず扱いについては保留ということにしましょうか。特にご意見がなければ。

●上脇委員 警察や検察以上の調査力が私たちにはないんで、むしろマスコミ報道で一部の情報が報道されたりして、それであえて取り上げないといけないようであれば、そのとき検討するとして、多分この問題は刑事事件として処理されるということであれば、そちらで事実解明されると思うので。

●大内委員長 それと、今単独で係長だけが逮捕されてるので、単独の犯行いうたら言葉が悪いけれども、ほかにかかわり合いがないということであれば、特に委員会、ただまあいろんなしがらみがあってということになったら、やっぱり職場体質の問題とかいうことにはかかわってくるかなという気もするけれどもね。とりあえず保留にして静観すると、状況を見定めますということにしましょうか。

そうしましたら、この前の宿題のアンケートの件です。

元吉委員のほうでまとめていただいたのがメールで夜中にいただいておりました。

●元吉委員 上脇先生にまとめていただいて、私が最後につけ加えたんです。

●上脇委員 僕のやつは入れかえただけで、我々が扱った事案が水道、その後消防というので中間報告がなりましたので、その順番で一応個別に聞くやつを前に持ってきて、両方に聞くものを後のほうにもし置くんだったらということで並べかえただけなんです。

●大内委員長 あと皆さんからいろいろあったら、それをまとめようかなと思ってたけど、時間切れでまとめ切れず、こういう格好になりましたけど、だからこれは形としては、まず水道の個別事案について聞く、それから消防の個別事案について聞く、それと共

通する形で聞くと、大原則はそういうこと、それと北林さんのほうでまとめていただいたのは、むしろ部長さんなんか聞く、これは誰を・・・対象によって多少違って来る。

●北林委員 それは委員長おっしゃるとおりで、僕はものすごくアバウトですから、大きな、大きいとかアバウトなあれですから、皆さんの中にちりばめられていますから、こだわるところ全くないんですけど、ちょっとだけ気になるのは、これ職員六百何人おられるね、対象をこの前のあれでは課長級以上やということをしはって、何人ですかと聞いたら大体50人ぐらいという話があって、そこをちょっと置いたときに、この入札関係とか検査関係で、課長さんで現に今対象となっている課長さんというのは、そのあたりのことにタッチした仕事というのをした人というのは、今も含めてやけど、どのぐらいいてはるのかなというのをちょっとイメージしたときに、僕の勝手なイメージでは、入札や検査に関係した課長さんというのは余りおられんの違うかなという気がちょっとした。ということは、ぱっと質問されても距離を置いて見てはる人は大分50人の課長さんの中にはそれなりにおらはるけれども、ちょっと突っ込んだときのことについてわからはる人というのはどのぐらいおらはるのかなというのは、ちょっと頭の中にあっただんです。そやから、そんなことないですよ、大体皆それなりにわかるというか、ある程度経験も踏まえていうんやったらいいんだけど、大体ざくっとした感じで、50人のうちどのぐらいがこういうことにかつてタッチしたとか、あるいは今はそうやけども、イメージしたらいいのか。

●事務局 課長級50人程度おるんですけれども、入札とか随意契約という事務については、恒常的にどの部署でも発生しますので、北林委員が言うタッチしたというのが専門的に入札業務、検査業務にタッチしたという少ないですけれども、実務として例えば物品購入であったり業務委託というのは恒常的に常にありますので、何の知識もないとかいうことはないと思う、皆さん知っておらないとだめだと思います。

●北林委員 それで、だめやということと、実際に精通とかやっていると、おそらくこれは係長さんなり主査さんなりが実務的にはやってはると思うんや。課長さんというのはちょっと高いところから見るというか、最後の決裁をするとか、そういうことやと思うんですね。そういう意味からいうたときに、後の業務の煩雑さとか、そういうのは別にしたときに、係長クラスというようなところまでおろすというのは、それは何か、そういう観点から見たときどうかというのが1つ疑問点、疑問点というか、検討課題というか。

●事務局 アンケートを係長までおろすということ。

●北林委員 例えば、ここのアンケートの内容をいろいろ見とったら、そのあたりの人の

ほうがよりいい答えというか、出てくるの違うかという、課長さんクラスになったらちょっとつけんどんというか、何というのかな、距離を置いたような答えになるん違うかなという気がしたもんやから、これはもう勝手な僕のイメージというか想像だけ。

●事務局 ただ、現職課長ですけど、合併して10年ありますので。

●北林委員 昔は係長やった。

●事務局 係長のときもある。

●北林委員 それはそうや。

●事務局 それと、ちなみにですけど、今係長は百二、三十人おると思います。

●北林委員 なるほど。

●大内委員長 管理職の意識の調査も兼ねるということだったんじゃないかった。

●北林委員 別にいいですよ、課長クラスあれで。50人と言われた。

●大内委員長 部長にも聞くというような話があったんだけど、ちょっとこれは部長さんにこの形のままでぶつけるのはどうかなという気もするけれども、報告を受けていらっしゃれば、それでもいいのかな。

どうします。対象は、中心としては課長さんに聞くということですがけれども、この前は部長さんにも聞くということじゃなかったですかね。

●上脇委員 課長以上という。

●大内委員長 以上ということは、質問をあえて分けなくてもいいかな。この質問の項目の中で、これは、ここまでこれは聞かなくてもいいけど、もっと突っ込んで聞くとか、そんなご意見はないですか。何となく流れとして個別的にそれぞれ個別の事案の関連でそれぞれ聞いて、あと共通する形で聞くと、そんなイメージになってしまったんで、この質問事項の中で問題とか、そういうのがなければこれで整理して、もうつくっちゃったほうがいいかなと思うんですけど。

●上脇委員 消防本部のところは、具体的にこれ随契のケースですよというのがわかってもらえるように、広く入札まで広く考えるんじゃないかと、随契にちょっと絞った形で質問してるというのがわかるように事実の概要を書いたんですよ。で、こういうふうにと、今度は水道のほうが書いてないので、バランスとしてどうしたらいいだろうとちょっと悩んだんですよ。だから、メールでお聞きしたんですが。

●大内委員長 逆に、水道ではこんな不正がありましたということですか。

●北林委員 僕は読ませてもらって、消防は随契関係、水道は繰越関係というように特色

がある今回の違法なあれやったね。だから、そのことについて言うたら聞いているんですよ、こういうあれかなと、こういうふうに読んだんですけれども。

●上脇委員 わかってる人はあれなんです、だから僕のほうはその事実の内容、事件の内容というかな、不祥事の内容を一応書いた上でというふうにしてるので、水道どうするか、むしろ書かずに合わせるのか、水道のほうを書いていただく形で合わせるのかです。

●北林委員 だから、アンケートの1枚ぐらいのあれして、その別紙で水道事案、消防事案についてのごく簡単なコメントというか、みたいなのを、それがあつたらアンケートに答えるときわかりやすくないですか。それは報告書を見たらわかる話なんですけど。

●大内委員長 じゃあ、まずアンケートのお願いとして、その下に水道ではこういうことがあり、消防ではこういうことがありました。つきましては以下のアンケートにお答えくださいというふうに頭につけといたらどうですか。

それで、何が言いたかったのかな、そや、今度随契ですけど、今消防車の入札で問題になってるから、ちょっとそれは入れたらどうかいなというような気が、今日見せていただいて、入札のも入れたらいいんじゃないかなという気はするんですけどね。どんな格好で入れますかね。

●上脇委員 織り込みますかね。

●北林委員 どうですか。そのときに入札、随契、繰り越しというのは大きな今問題になっていますよ。それ以外の市長さん言うてはる不正な事案というか何か、おそれみたいなこと、この訓示の中でちょっと言うてはるんですけど、例えばそういうなんもおそらく答えはそんなにないと思うんですけども、あれば書いてもらえるようにするのか、はっきりわかるとる入札、随契、繰り越しのことについて、あなたのところについては思い当たることないですかということにするのかということが一つのポイントになると思うんですよ。だから、プラスアルファの部分というのも若干の期待と言うたらおかしいですけども、あるんやつたら、何か書いてもらおうというの、そこの部分をどうするかという。

●大内委員長 自由記述みたいな話になるのかな。

●北林委員 それね、何でちょっとそんなこと言うかいうたら、この前送っていただいた市長の訓示の発言要旨というのがありますね。これが非常に参考になって、こういうこと言わはったんやなど、こう思うんですけども、その中に例えば消防車の漏えいして今回なったけども、それ以外の不正があるのではないかといううわさがあるとか、あるいは見つかっていない不正事務がまだあるのではないかというようなことを言うてはるんです

よ、市長さんが。だからこれはどのぐらいの情報なり、自分の中で来たやつで言うてはるのかどうかわからへんのやけども、そういうことについて一つの機会としてこれするのか、そこまで言うたらあれやから、いや別にそんなんそこまで広げるということになったらちょっと大変ですよという具合に考えるのか。

●大内委員長 大変ではないと思うけどね。このとき、これはだから不正を発見するという趣旨よりも、それは無理なんで、みずから不正を書くわけでもないから、それは無理なんで、ただあのときはないと言ったじゃないかというだけの何かどういいますかね。

●上脇委員 とりあえず調査をしておくことがやっぱり。

●北林委員 だから、後に残るといふかいうようなことですね。

●大内委員長 何もありませんでしたなんていったことでも後に残る。

●北林委員 そうそう。それで、僕の意見というか、希望としては、そういうあたりもちょっと何かあったら、だからそれは私の案では、今回の事案に類似するようなことを見聞きされたというようなことを最後にちょっと入れとるんですけどね。

●大内委員長 だから、それはその程度でいいですか。類似するような、全然違う、全然違うのがあるんやったら。

●北林委員 いやいや、ちょっと種あかしであればすると、これいろいろな他の市のやつがあったところをちよつちよつと見とったんですよ。そういうときにあったからね、こういう言い方をしておるところが。それで加えただけなんです。

●大内委員長 そうか、このような不祥事を受けてどういう改善とかいろいろされてますかということは聞いてるんだけど、ほかに何かありますかということについては、余り、だから順番はちょっとどうはめたらいいかわかりませんが、最後にやね、やっぱり、最後にそれは聞いたらいいんじゃないかと思います。これを並べかえるときに。

●上脇委員 不祥事と言ったときに、どこまでを含んでいるのかですね。実は水質のやつは今我々がやってて、ここで聞いているのは繰り越しの問題とか、前の2つのやつを水道のやつは聞いてて、消防については、さっきちょっと委員長も言われたみたいに、入札の逮捕があったわけで、それも加えて随契の場合に限らず、入札についても聞くということであれば、それは書けばいいと思うんですよ。水質のやつも含めて聞く、不祥事として考えて質問するのとしないとじゃあ、答え方が大分違ってくるので、どこまでを答えさせるかですね。答えてもらうのか。

●大内委員長 水質に関しては、よかれと思って隠したら結果的に悪くなっちゃったとい

うようなことはありませんかと、こういう聞き方はおかしいけど。

●北林委員 そのとおりです。

●大内委員長 本当はそういうふうに聞きたいわけですよ。

●北林委員 それは、結果的によいと思ってやったことが悪くなったという、そこらがあれですよ。

●大内委員長 言葉はどうか知らん、いわゆる隠ぺい隠ぺいと言ってますが、それについては質問がないな、そういえば。

●元吉委員 最初に定義したほうがいいですよ。今回のこれこれこれこれに類する不祥事とか不正とかという、不正事案とかっていうまず定義をした上で質問を書き添えていけば、また不正といっても本人は不正のつもりじゃないということが逆に聞きそびれてしまうので、結果的に不祥事になったというか、至らなかったということで多分聞いておかないと、自分は不正のつもりはないという解釈から逃れてしまいそうな気がする。

●大内委員長 難しいな。

●元吉委員 最初の書き方が、かえってやわらかくして聞き取ったほうがいいかなと思った理由なんですけどね。

●上脇委員 個別の聞き方をするとわかりやすいんだけど、抽象的に一応書いとくと、向こうはその人の主観でどう受け取るかで回答が変わってきますからね。ましてや評価が不正とか不祥事とかいう評価が加わると、言われるみたいに、悪くないよなと思ってたら、それは何も出てこないの。

●大内委員長 じゃあどうします。

●上脇委員 ただ、ここでの聞き方は、やっぱり具体的に水道も消防も前半部分で聞いてますから、ある程度それを意識して、何か仮に抽象的な質問であったとしても、それは意識して答えていただけそうなふうにしとかなないと、取りとめがないのかなという気がしますが、言われるみたいに、一定程度の不祥事の定義というか、説明はやはり要るんだろうなと思うんですけど。

●大内委員長 できれば、次の委員会までに回答をいただいて、さっと目を通すぐらいのことはしたいので、今日はもう14日ですから、来週早々ぐらいにはアンケートを作って、事務局のほうからお願いしていただくというふうにはしないといけないですね。どうしましょう。形としては、じゃあアンケートで、これこれこういうことが水道、消防で起こっておりますと、それについてはそういうことを踏まえてアンケート調査をしたいので、

以下のご質問にお答えくださいというふうにして、順番、水道から行って消防、水道のこれは繰り越しと契約の管理ですね、消防は随意契約の方法についてですけれども、個別の質問を出して、それからあとは元吉委員が書いていただいたことと、北林委員がさっきおっしゃった不祥事何かありませんかというのは、ちょっと聞き方が、こういう感じで聞くしかならないと思うんですけど、最終、最後にそれをつけるというような形で、ちょっと私のほうでそしたらそれを組み直しさせていただいてよろしいですかね。

●上脇委員 お願いします。

●北林委員 はい、お任せします。

●大内委員長 それで、一応、月曜日にできるという、送るという約束が、火曜日には皆さんにメールを送りまして、特に1日2日でご異議がなければ、あるいは修正とかしていただいて、来週中にはお渡しいただくというような段取りでよろしいですかね。

●上脇委員 質問事項が重なっているところは整理がちょっと大変だと思いますが。

●大内委員長 これメールで入れてくださいますか？今日いただいたの。

●事務局 1点確認させていただきたいのは、スケジュールについては来週の11月20日かぐらいにはこちらから管理職に対して発送させてもらうということで、発送、メールでやりとりさせてもらうのでよろしいですかね。書面でも。

●大内委員長 管理職に対してメール。

●事務局 はい、メールで。メールで回答、返信を当局と。

●大内委員長 いいじゃないですかね。

●元吉委員 あとそのときにメールだと、記名式、もしくはアドレスがわかるので、回答の仕方が変わるんじゃないかということ懸念していらっしゃるかと思いますが。

●大内委員長 これ記名式にするかどうかという問題、全然その話をしてなかったけど、私はイメージとしては記名式のつもりだったんですけど。

●事務局 消防の幹部にしたときは、委員長の事務所のほうへ封筒を渡して。

●大内委員長 そうそう、あれはちょっとやっぱり自分が訴追されるような質問があったからね。

●事務局 今回は、この第三者委員会の立ち位置としては、もう記名でやるのであれば、もう事務局からメールやりとりできますし。

●大内委員長 どう思われます。記名のほうがいいでしょう。それぞれの課についてどういうふうに考えて扱っているのかということを知りたいわけだから、これ無記名やったら

意味がない。

●事務局 1つは内部イントラの環境を使って無記名というか、わからない、アンケートの回収方法もとれることはとれるんです。誰が回答した内容かわからない。

●大内委員長 いや、これはやっぱりその課なり部なりの管理職として責任を持ってお答えいただくということやから、記名がいい、わかるように。

●事務局 権限ある者ということで、もう責任のある方ということで、はい。

●大内委員長 記名式でしていただく。ほかのどの部がどんなことをしているのか、無記名やったらさっぱりわかりません。余り意味がないんじゃないですかね。

●事務局 それと、回収した情報を取りまとめるのは事務局がさせてもらうんですが、これは事務局として持つだけなので、総務課で、当局としては持ってない情報になるので、これを市長やらに提供するほうがよいのか。

●大内委員長 そうしますと、中身見てから、基本的に提供したらいい、もちろん提供すべき情報やと思います。

●事務局 委員会で分析、検討の後、渡しますか。

●元吉委員 委員会、事務局のほうで、事務局として。

●事務局 我々は今事務局で、総務課ではないので。

●元吉委員 事務局としてまず分析をし、委員会に提出いただいて、検討した結果、それを……。

●事務局 市長にバックするというような。

●大内委員長 当然、市として大事な資料やと思うので、バックはしますけどね。ちょっと生のままじゃなくて、ちょっと整理してからのほうがいいかなと思います。

●事務局 ちょっとスケジュールで言うと、11月20、21ぐらいから2週間程度回答期限を設けると、12月のかかり、5日ぐらいが期限になって、そこから集約なりさせてもらって、次の委員会までに委員さんに送致させてもらうということ。

●元吉委員 集計の手間をかけて申しわけありませんが、お願いします。

●大内委員長 部長さんを入れたら。部長さんにもこのままの質問で、課長に任せてるからわからんということやったら、そういう回答でも構わないとは思っただけど。回答のために一生懸命調査しはらないかんかもしれん、部長さんだったら。

●元吉委員 ということは、4の5に書いた、アンケートのまとめていただいた4の5で、課長、係長、職員は・・って書いたんですが、部長を入れたほうが良いということ。

すね。それぞれの役割を担っているか、どんな役割を担っていますかという質問に、部長もアンケートにお答えいただけるようでしたら、部長も入れて。

あと、ずっと4のシリーズの中に、今回不正というか、不適正というか、の範疇がいろいろありましたので、法令、規則、規程、マニュアルと種類を4つ書いたんですけど、皆さんから見てこの種別が適正かどうか、何か違和感があったら。

●大内委員長 法令、規則、規程、マニュアル、これでもいいんじゃないですかね。ほか何かありました。規程の「てい」は定めるというほうの規定もあるけど、どちらが上位やとか下位やとかいうてたら、わけわかんなくなってしまう。そういうことだから、規程とか規則とか、これは内部的なものを言ってらっしゃいますね。

●元吉委員 そうですね。

●大内委員長 法令以外はね。法令、条例とかそんなも入るけど。

●元吉委員 不正だけじゃなく、不適正が出てきてたので、一応内部的なものも入れてみたんですけど。

●大内委員長 私も、このア、イ、ウ、エでできるように、回答ができるように書きたいなと思ったんだけど、ものすごい回答もいろいろ、前の質問についてはちょっと難しいなと思って、自由記述。

●元吉委員 私も自由のところは自由にしています。

●上脇委員 精通をどう読むかですね。

●大内委員長 精通でもそれぞれの考え方があるから。

●上脇委員 そこまでは精通はしてないって、だけど遵守はしてるというのはあるので、ここの精通を皆さんがどう理解しているか。

●元吉委員 そう思って、つまり自分では不正をするつもりはなくて、多分結果的に不正になったということが、どれぐらいの確率であるのかなと思ったところが私の質問の意図だったんですね。結局は見てはいるつもりだけど、見てる法令の種類が限られていたりとか、新しい更新事項を知らなかったりとかいうようなことがあったとしたら、精通していると言い切れるのか、言い切れるとしたらどういう精通の仕方をしてるんですかということも4の3で聞いたので。

●大内委員長 そうやね。だって謙虚な人、真面目な人ほど精通してますと言いづらい、してるつもりやけれどもひょっとしたらというふうに思うものね。

●元吉委員 そういう人は、多分遵守できてて、逆に自分は精通してるもしくは遵守して

ますという人は、自分の限られたところだけに実は遵守してるつもりで、よく聞いてみたら、部下に任せっ切りで、何ひとつ上司として法令の更新とかに関与してなくて、部下が見てるだろうと言ってる話に投げ合っていたとしたら、実は精通してないでしょうという、ちょっとそんなつもりで書いてみました。

●上脇委員 アンケートを書く側は、精通しておかんといかんのかなと思うと、一応精通したことにしとかないといけないと回答する人もいます。そこが難しい。

●大内委員長 アンケートなんで、自分の都合というか、自分がよいようによいように書きますからね。なかなかその真意はつかめないものなのですよ。

●元吉委員 4の3は、それをどう精通してましたかということ。

●大内委員長 だから、ちょっと自由記述してもらったら。

●北林委員 すみません。ちょっと話がもとに戻る部分があるんですけど、これそしたら所属、名前とか書いて出してもらおうというとき、それは例えば市長さんなり副市長さんのところに、後の結果が行くかどうかというのはクエスチョンというか、この委員会がその後、中身を見た上で、その……。

●大内委員長 いや、この……。

●北林委員 もうそれは出さないということ。

●大内委員長 出す。

●北林委員 出すというのは……。

●大内委員長 市のほうに資料として提供はさせていただく。

●北林委員 だから、そのときに例えば何々課の誰々というのはどうやとかいうことも、だからアンケートの結果という、誰がこうやと、こういうのはいいんですけど、こんなん誰が言うとするやと、こういうたときに、例えばですよ。いや、それはここのこれですわと、こういうふうになったときに、いやそれはオープンにしないということになったのか、いやもうそんなもの皆全て書いた以上は、課長やからということになるんかということとは、しといたほうがやりやすいことない。

●大内委員長 だから、記名式で原則そのまま提供しますと、それで例えばメールだと、どうおそろくしても隠しておきたいというようなことが書けないやん、それは。

●上脇委員 無記名のほうが正直に答えるということはない。

●大内委員長 無記名のほうが無責任に答えるということもあります。

●上脇委員 どっちもあります。

●事務局 いずれにしても、アンケートの案内のときに、情報の取り扱いを示したいなどは思っております。

●大内委員長 そうですね。

●事務局 記名で、市長にも行くんですよとか、第三者委員会で整理して、無記名状態にして市へ報告しますとか、その辺はちょっと今決めてもらっておいたら助かりますね。多分聞かれると思うんです。そういったことを示さずに発信すると、どうなんのやいうて。

●上脇委員 何のために、何に使われるんやと。第三者委員会の範囲内で使うんかと、自分の昇進に影響があるんかと。

●事務局 今、特にちょっと過剰な、職員が不安定な状況がありますんで、気分的に。

●元吉委員 対策をきちっとする意味では、私は記名で、責任者ですので、記名でご回答いただき、記名情報として取り扱いしますと。ただし、1つあり得るのは、庁外ですよ。役所の中の管理事項を徹底する意味で、第三者委員会と市役所内部の資料として取り扱うということではいいと思うんですけど、情報公開したら無記名にするかという話です。

●上脇委員 要するに、情報公開請求の対象になるかどうかですよ、最後の最後は。

●元吉委員 氏名まで。

●上脇委員 要するに、市長まで行っちゃうと、多分情報公開の対象になりますよね、公文書になるから。

●大内委員長 アンケートそのものは公文書じゃない。役職者として作成するから公文書なん、アンケートで。

●北林委員 この委員会は条例で設置されとるわけでしょう。

●大内委員長 そうそう。

●北林委員 根拠はね。だから、それはもう公文書というか、情報公開のあれが出たら断られへんとは僕は思うんですけどね。

●事務局 情報公開条例上の実施機関には附属機関は入っていないので。

●北林委員 入ってない。

●事務局 ただ、でも広く捉えると、拒否はできないのかなと。今、第三者委員会の関係文書は公文書から一応外した状態で我々整理しているんです。でも、なぜ見せられないんやという追及にはちょっと負けるのかなというところがあります、最終は。

●上脇委員 少なくとも議事録はそうかな。

- 事務局 議事録はもうその前に公表で今対象にさせてもらっている。
- 上脇委員 やってるから、それは対象になる。
- 事務局 関係資料も一応公表、求められたら見せれる状態にはしておりますので、アンケートはやっぱり個人的な。
- 北林委員 そやから、自分のところの課というか、それではこんなことをやってこう対処してますというのが基本の調査の内容になるわけやから、私がちょっと期待してるような、周りで何かありませんかというのはおそろくないであろうと、答えはね。ないというか、ないというよりも出てこない可能性が高い、おそろくはね。というあれからいうたら、それは別にいいかもわからんけどね。
- 大内委員長 公式の文書になってしまうから、余り何というか、突っ込んだ回答は期待できないということになるわね。
- 北林委員 それは答えは答えであるけれどもというあれで。
- 大内委員長 だから、私たちが聞きたいのは、ほかにないかと言って、ありませんでした、ありませんよというのを残しておきたい、それはそれで残して、あのとき一応聞いたやないかというのと、それとあとやっぱり一連の不祥事を知ってから、何か取り組んだことがありますかとか、そういうことについては中間報告の効果として聞きたいなというところがあるでしょう。
- 元吉委員 そうですね。
- 大内委員長 あとは、ああそうか、そういうこともあったのかという、課によってはね、こちらとして、ああそういうこともあったのかという、何というか、今まで着目しなかった情報がひょっとしたら出てくるかしらんなどということ、それ以上にうちの課はこんな悪いことがあるんですよとか、そこは全然期待できないし、そんなことは書きはらへんと思いますので、ということになれば、要するに公開されてもいいということでお書きになって、それはそれでいいんじゃないですかね。全くの無記名で、職員に対しては、課長じゃなくて、その課員、係長じゃなくて、要するに管理職から外れている人に対してはもう無記名で聞くというのは、それは一応原則だと思うけれども、役職者としてどんな管理をしているのかなど。特に、そこの課では何か特色があるのかなということも聞くんだから、もう堂々と記名で回答していただいて、公開されても大丈夫という前提で書いてもらうしかないかなと思いますけど。だから、委員会の資料としてのみならず、市長のほうにも情報提供しますという前提でやっていいですか。

●元吉委員 はい。

●大内委員長 ちょっと休憩しますか。一区切りなので、じゃあ10分ほど休憩します。

〔休憩〕

●大内委員長 じゃあ再開しましょうか。

とりあえずどこから行きましょう。水質検査の認定というか、そういう問題をこの前からしてるんですけども、事実、事案の概要、一応まとめさせていただきましたが、やはりここはおかしいのではないかと、そういうところはその後発見はしていただけませんでしたでしょうか。

そうしましたら、あとはいわゆる水質事案につきまして、どのことについてということではなく、疑問に思われる点あるいはご意見もご自由にご発言いただければと思います。

やっぱり原水の検査結果の報告義務とかいうのがないとちょっと話が進みませんか。とりあえず原水の検査結果の報告義務は一応ないという前提で進めるしかないね。そのほうが可能性が高そうだと思いますので。

●上脇委員 そうすると、義務が出てくるのはどこの検査からになるんですか。

●大内委員長 マニュアルがなければ、そんなの当然常識だろうということになるのか。

●上脇委員 最後はこの回答なんですけど、この回答以外で言えたらもっといいんですけどね。逆に言うと、ちょっとさっきも読み上げたように、何か問題が発覚するまでは、どうも報告の書式とか事務の流れも確立されていなかったというのは、これは大問題だと思うんです。問題は、これを違法だということか、いやもう常識的にこういうのがつくられないのはおかしいのかということのはちょっとおいといて、そこがまず……。

●大内委員長 だから、水質について何か問題が起きたときに報告するような書式がなかったと、こういうことですよ。26年になってつくったということですかね、こういうことを受けて。問題になったのは25年の暮れだからね、それを受けて早速にされたということになるのかな。濁水に特化した連絡体制表や対応マニュアルはない。でも、水道事故全般に対するマニュアルはあるんですよ。それが別紙の3ですよ。わかりづらいな、これは。連絡、だから何かがあったらこういう連絡網やね。

●上脇委員 ですね、これは。

●大内委員長 対応フロー図、ちょっと私ちゃんとか見てないの。どなたかごらんになった方が説明していただければありがたい。漏水等の事故発生時の対応、組織体制図、だから今回の分は当てはめたらどうするのかということ、それはちゃんとしはったわけか

な、濁りが出たときは。レベル2とレベル3とか、何か事故の大きさに分けてるのかと思って。

●上脇委員 わかんなくなってきた。

●大内委員長 これを見てもちょっとよくわからないですね。一見ではわからない。

●上脇委員 すみません。話戻っていいですかね。水道部の回答の1ページ、質問2の回答のなお書きのところ、原水（井戸水）についての水質基準というものは存在せずとありますよね。せずとありますよね。水質事案、事実の概要、つくっていただいている、これの2ページ、水質事案、事実の概要の2ページの真ん中よりちょっと上のところで、平成21年11月30日ごろというのがあって、ここで分析結果が出て、報告の内容については、これ前も出てきたと思うんですが、マンガン及びその化合物0.60というのと、鉄及びその化合物0.3幾らというのと、末尾、判定のところに、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物以外、水質基準に適合との基準があるってありますよね。水質基準に適合。

●大内委員長 これは浄水と同じ基準を使うてるということでしょう。

●上脇委員 ということは、原水もやっぱり水質についての基準があるということになりませんか。矛盾しないですか。僕の理解……。

●大内委員長 矛盾しないですよ。原水の水質をどう調べるのかは、やっぱり何か決まったものが、何について何を調べるのかということです。水質基準を用いて調べたらこうでしたということですから、原水は。

●上脇委員 ただ、それ以外は適合ではないわけですね。

●大内委員長 それ以外は適合ですね。

●上脇委員 マンガン及びその化合物。

●大内委員長 ほかの分については適合というか、要するに基準値を超えていない。水質基準で要求される基準値を超えていない、マンガンと鉄だけ超えていますということで、そしたらそれは原水だから、それを取り除くなり何なりして基準に適合すれば、水道水として使えますというぐらいの意味で、私何もそこは疑問に思わなかったんですけどね。だから、原水に水質基準があったら、川の水をとってきて調べたら、適合してへんからこれ使えませんか、これははなから適合してる水を持ってこないといけないじゃないですか。だから、そういう意味で原水には水質基準というか、そういうのはないと。ただ、それを持ってきて浄水した結果、水道水として使うものについては基準があると。だから、わざ

わざ原水をブレンドして浄水して、今回検査するために浄水場まで入れちゃったと、そういうことやないのかな。

●上脇委員 そうすると、2009年の時点では、さっきの水道法のやつだと公表義務がないと。

●大内委員長 公表義務はないです、原水だから。

●上脇委員 その義務が生じるのはいつからですかね。いつの検査からなんですかね。

●大内委員長 水道水やから。

●北林委員 水道法の適用されるようになったときでしょうね。それはいつからやと。

●上脇委員 この中にずっと検査書いてあるんですが、どの水道検査からなんですか。事故が起きちゃったときから、その前に把握を。

●大内委員長 この事件とは別に、ここに先生がさっき指摘された11月30日ごろに主査は云々と書いてあるでしょう。この主査が日常の水道水の定期的な検査をずっと担当でやってた人。だから、水道水の検査は定期検査が月に1回とか、それは何かマニュアルなんかあるんです。何かそれは公表する、多分ホームページで。実際はホームページで公表されてる。それとも年1回ぐらい公表するというのかな。検査するために公表するのか。だから、主査は自分の担当する検査とは違う原水の検査やから、頼まれたから業者に依頼したけど、来たらもうすぐ頼んだ人、主幹にそのまま渡した。

逆に言えば、ここでマンガンが多いよと言って、これは大変いうて慌てなくてもよかったんかもひょっとしたらしれないですけど、原水やから。

●北林委員 そしたらね、ちょっと答えはわからん、素朴なあれなんだけど、この委員長がこうやってやられた5ページのところのその後の経過と隠ぺいのところで、もう一つのあれである部長以下関係者が集まった中で、9月の中旬に公表はもうしない、今さら公表できないとして隠ぺいしましたよと、市長さん、副市長さんに報告せず、これは別にして、これはせやから原水やったら公表義務はないから、例えば形だけで言うたらですよ、ええやんかいと、別に何も法律違反違うやんかいというんやったら、それはそれで一つの筋は通るといふことなんですか。

●大内委員長 いや、それでも今まで濁りがあって、市民及び報道機関に公表したのは、最初に井戸を掘ったときにした検査は全く問題がなかったですと。で、今回はマンガンが多くて、濁りが出ましたと。その間に検査してなかったのかと聞かれて、原水のですよ、原水の検査はしてませんでしたと答えてきたわけです。

- 上脇委員 要するに、その今日明らかに矛盾するという、事実の矛盾ですよ。
- 大内委員長 だから、そういうふうに説明してきたのに、実は検査結果がありましたということであれば、誠実に対応するのであれば、ごめんなさい、今までの説明は違ってましたと、実はありましたというのが本来なんでしょうけれども、本来ですよ、それが。
- 上脇委員 ですよ。
- 大内委員長 うそいうか、間違っことをみんなに公表してきたんだから、いや実は違っていましたって改めるのが本来でしょうけれども、それを今さらそんなこと言っても、今まで言ってきたことと違うと、何で隠したかというたら、それはいろいろ理由は推測されますけれども、やっぱり今まで公表してたことと違うことがわかったんだから、実際はこうだと公表すべきじゃないかと、それが本来の態度でしょう。それと違うことをしたからけしからんと、それは私たちがまた評価するんですけど、そういう流れかなと私は思っています。だから、公表する義務があったとかいうこととは……。
- 上脇委員 次元が違う。
- 北林委員 別問題、ちょっと違いますね。
- 上脇委員 ここまでの話でいくと、違法だったという議論ではなくて、どちらかという検査結果も放置してたり、うその説明をしていて、そこが最大の問題で、そういう意味での評価ですよ。
- 大内委員長 原水の検査結果を放置してたのは何でやと。別に公表義務はないのに何で放置、放置したらいかんというマニュアルはないのかというたって、なくてもやっぱり問題があれば当然報告するんでしょうね。原水やから成分はやっぱりその都度違うんやろうか。
- 上脇委員 普通常識で言うと、検査を依頼した側が何で検査の結果を求めないんだという、ある意味、職務上の普通の常識で言うとそういう評価になるので、それはそれでいいんですが、それ以上に何か言えることがないかなというのを一生懸命探したんです。
- 大内委員長 やっぱり理解を超えたところにありますね。検査依頼しておきながら、検査の結果、何も見ずに直しちゃったって、何のために依頼したのと普通は思うんですけど、工程表の中に依頼することと書いてあったからしました。そこに何らかのあなたの判断というのは入らないんですかという。
- 上脇委員 やっぱり何か報告する書式もあって、必ず報告しないといけないよっていうふうにずうっと事務がそういう運用をしてきていけば、このときだけ何で出さんのやとい

うのが問題になると思うんですけど、こういうのが……。

●大内委員長 でも、これルーチンの仕事じゃないんです。

●上脇委員 ないけど、報告しないといけないという義務があれば、それはルーチンであろうとなかろうと、命令が出ればやらないといけないはずなので、もうそもそもの出発点で問題なんですかね。

●大内委員長 何でしょうね。これ絶対係長に、課長には報告せないかんと思うんですけどね、工程表の流れからしてもね。水道を掘ってくみ上げて、最後の仕上げに原水の検査をするとなってるんですよ。

●上脇委員 使えるんか使えないんかと。

●大内委員長 変なもの混ざってたら、どないして除去せないかんやないかというような話になるから。

●上脇委員 このままでええんかと。

●大内委員長 絶対それは検査の結果は順々上に上げていかないといかんのですけどね。何でまた、何でや。係長かな、係長やったかな、その工事の主任監督員とか何か言ってはったんですけど、それはどうやったんかいな。係長やね。係長がいわばこの井戸掘りの現場の責任者、実際の責任者だったんだから、その揚水試験、水道をくみ上げる、原水をくみ上げる試験に立ち会って、それで主幹に最後のところの水をくんで検査しなさいという、そこまで指示はしてるんですね。そしたらどうやったと、検査結果も聞いてないと、係長も聞いてない。頼まれた主幹も報告してない、検査結果来たないうて、ぼいと綴じましたと。だから、そもそも何で検査するのかとかわかってるのかしらとかね。

●上脇委員 ですよ。専門の人なわけだから、全く素人の人に頼んだわけではないわけ。

●大内委員長 本当に聞いてみたいですよ。何で検査するんですか、何で検査が必要で、何のために検査するんですかと。そしたら原水に問題があったら、それなりの除去装置をつくらないかんとかいうためにするのと違うんかと思うんですが、それで、何でそんなふうにしたんやと、誰に聞いてもここの水はきれいな水だと……。

●上脇委員 思い込みがあったと。

●大内委員長 思っておりました。確かに最初の検査のときはそうだったようですけども、その思い込んでたいうのは、そういうのが理由になるのかな。ならないでしょうと言って百条委員会のほうでばんばんばん追及されてるんだけど。

- 上脇委員 思い込みがあったんだったら、検査しないですよ、逆に。
- 大内委員長 検査は、工程表にすることて書いてある。
- 上脇委員 だったら、ちゃんと検査結果も見るとし、報告もするっていうふうになるはずなんです。
- 上脇委員 なかなか理解しがたい。
- 大内委員長 理解しがたいですね。
- 上脇委員 忙しかったということなんですかね。専門ですよ、水道部が、水道の自分たちの仕事ですよ。
- 大内委員長 忙しかったんでしょうか。それだしたら、ついつい何か、これこれの作業があつて、つい後で見ようと思って挟んだら忘れましてとかいうのは出ないんですね。そういうのはひよっとしたらあるかなと思うんだけど、そういう証言はないんです。
- 安藤委員 原水も定期的に検査するんですかね。
- 事務局 定期的にですか。
- 安藤委員 この水道水水質管理マニュアルとかだと、そんなふうに書いてあるわけです。
- 大内委員長 時々井戸の水もくんで検査するとかということですね、マニュアル。
- 安藤委員 定期的な水質検査、水道水、一番最後、別紙8のところ、5ページ以降ぐらいのところ。
- 大内委員長 定期の水質検査。
- 安藤委員 定期的な水質検査のところ、7ページで原水についての定期の水質検査というのがあつて、これ何か原水全項目検査というのが書いてあつて、これは水質検査結果を報告せよというふうに書いてあるんです。
- 大内委員長 本当や。
- 安藤委員 これは違うんですかね。
- 大内委員長 原水全項目検査。
- 上脇委員 そこまで行き当たってないんですよ。前のところでとまってて。
- 安藤委員 私も今見たんです。
- 大内委員長 毎年1回ね。原水毎月検査、問題があつた場合に、当該項目についての原水毎月検査を事後相当期間実施することが望ましいや。全ての原水について実施することを原則とする。井戸水等で水源が多く、全ての水源について、混合原水でも場合によって

はええわけやな。水質悪化時に、そしたらこれは井戸の水を検査したのは、21年11月に検査したら、その後も22年、23年、24年とこんなの発覚するまでやってないといけないということになるんですか。

●上脇委員 そうですね。

●大内委員長 えらいこと見てしまった。

●上脇委員 やっぱりあれですね。9ページを見ると、報告もあるし、結果の公表もありますね。

●大内委員長 水質検査結果の報告、原水全項目検査等の水質検査を行ったときは、速やかに写しを管轄健康福祉事務所に提出する、公表。

●上脇委員 やっぱり需要者に情報提供を行う必要がある、原水もそうなんだ。

●大内委員長 これは原水もそうですか。

●上脇委員 さっきのやつはそうですよね。原水の、これは違うんだ、原水、まず……。

●大内委員長 水質検査結果の報告。

●上脇委員 原水全項目検査の水質検査を行ったときは、速やかに……。

●大内委員長 福祉事務所に報告する。県に報告するんやね。水道法施行規則第17の2に基づき専用水道設置者を除く、水道法20条第2項の規定によりやから、これにより行う定期検査が、これ原水は入ってないんじゃないか。

●上脇委員 原水は入ってない。ただし、これ管轄の福祉事務所に提出するというのはかかっているわけですね、原水の場合は。

●大内委員長 そうですね。それと、原水のところさっき見たら、毎年1回するって書いてなかったっけ。

●上脇委員 そうですね。

●大内委員長 そしたら、これ問題なのは、21年11月にした検査結果をどこにも報告せずに直しちゃったというんだから、22、23、24はどうなっているんですか。22、23、少なくとも。それについては百条委員会のほうは言及なかったな、これは。

●上脇委員 そうですか。これは重要ですね、本当。原水、毎年1回実施で、健康福祉事務所、管轄の、提出することって、これを怠っている、翌年、翌々年、実施してない可能性かな。

●大内委員長 実施してないのかな。

●上脇委員 そこも聞かないといけないですね。原水の検査をして翌年、翌々年と毎年や

ってないんですかと。ということは、ここの原水は大丈夫っていうのは、この規則からいくと通用しないんですよ。毎年やることになってて、そんな1回検査して、それで大丈夫ってことないでしょうっていうのは。

●大内委員長 それでマンガンとかが多かったら、その項目については毎月……。

●上脇委員 その次やってていいですよ。

●大内委員長 望ましいやから、絶対せなあかんということではないけれども、何か定期的に検査する、1年に1回になってもしょうがないけど、少なくとも22年、23年はしてるはず。

●上脇委員 ですよ。のはずですよ。

●大内委員長 のはずけども。

●上脇委員 実際やってるかどうかですね。

●大内委員長 そしたら、この青垣の何とか井戸について、22年、23年の水質検査結果、実施してるかしてないか、結果はどうだったかを聞いてもらいましょうか。

●上脇委員 マニュアル違反という評価ができそうですね。ある意味、マニュアルは納得だったのかもしれない。そうすると、それをきちんと遵守してないというのが問題だったということになりますね。

●大内委員長 マニュアルを知ってますかいうて、またさっきのアンケートやけど。

●上脇委員 だから、マニュアルがなかったら、マニュアル何でつくってないんだって言わないといけないけど。

●大内委員長 ちょっとしっかりマニュアルをまた読ませてもらいます、隅から隅まで。

●上脇委員 これ、僕も昨日もずっと時間なかったから。そうか、これは大きい。ちょっと変な言い方ですが、ちょっとほっとしたような。

●北林委員 これちょっと気になったのは、この管理マニュアルというのをぱっと見たら、県のやつになつとるんですね。一番新しいやつで26年4月からになってますけど。

●大内委員長 その当時はどうやったか。

●北林委員 そうです。おそらく同じようなやつを、毎年毎年あったと思うんですけども。

●元吉委員 その時点のをもらわなきゃいけませんね。

●北林委員 それはもう同じやと思いますけどね。

●上脇委員 ちょっと待って。これ最初の回答、回答の2ページ、これと連動してるんですかね。以前は書式のあれもなかったと書いてますよね。その後、26年に何かこの記録

のシートもつくった。それに合わせてつくった可能性もなくはない。

●大内委員長 これ県だもの。

●元吉委員 県のその当時のマニュアルをもう一度下さい。

●大内委員長 この県のマニュアルは全然用いてなかったと言われりゃあそれまでやけども。

●元吉委員 それもそうです。

●大内委員長 資料の8はどういうこと出てきてるのか。資料の8についての回答はどここのところに書いてあるのかな。これやな。回答の3ページの16番に対する回答ですよ。マニュアルはある。

●元吉委員 マニュアルはありません。

●大内委員長 参考に実施しています。

●上脇委員 参考にはしてる。

●大内委員長 いや、だから参考に、難しいところやな。でも、このマニュアル、やっぱりその当時の、21年11月の水質検査だから、その当時もこういうマニュアルがあつて、それに基づいてしてたのかどうか。

●元吉委員 そのとき県はどんなマニュアルを作成していたか。

●上脇委員 そのときに参考にしていたかどうかです。

●大内委員長 何もない、ひょっとしたらなかったかもしれない。

●元吉委員 県もこの件を見て学習して更新していると、その項目はなかったかもしれない。

●大内委員長 原水の項目はなかったかもしれない。

●上脇委員 確認しないといけませんね。参考にしていたかどうかも。

●大内委員長 現在はこれ参考にしておられるということで、それはそれで結構なことですが、マニュアルはありません、参考に実施しています、やっぱりこれ21年11月当時と、日を切つて質問せないかんね。

●上脇委員 そうですね。何か一步前進二歩後退。

●大内委員長 ちょっと喜んだけど。

●上脇委員 昨日もうちょっと時間がありやあな。

●大内委員長 いやいや、なかなか勉強になります。というか、読んでないから悪いんでしょうけど。ほか何か気づかれたことあったら、今どんどんおっしゃっててください。

どんどんご質問いただいて、最後の10分か20分で、今後どうするかというお話をさせてもらって、終わりたいと思います。

●上脇委員 参考というのはどういう位置づけなのかというのも聞いといてください、可能であれば。準じてに近いんですかね。参考はそこまで行かないのかな。

●大内委員長 そこまでは、どの程度、それは独自のマニュアルはないから、何もよるべきところがなければ、これによるんだらうけど、これによるということをどこまで徹底してたか。

●上脇委員 僕らの評価にもかかわりますのでね。これを要するに本当に参考にしてても、とにかくマニュアルがなかったと言ってるわけだから、これを参考にしたということは違法と言えるのか言えないのかなという議論をしないといけないのかな。

●大内委員長 どの程度、参考にいうたって、誰か1人がそんなん知ってただけで、どうしよう言うたら、こないしたらええねんというのも参考やろうし、こういうのを備えつけといて。

●上脇委員 これに従って、内部では手続きをしていくし、業務をそれに基づいてやっていくという、限りなく内規に近い形の位置づけなのかどうかですね。

●元吉委員 今度行って質問できるんですよ。

●上脇委員 可能だったら文書があるか、あと報告書で、どうしても口頭で聞かないといけない場合があれば、それは口頭で。

●元吉委員 じゃあ、県をどれぐらい参考にしています、どのようにかね、参考にしていますかということと、逆にマニュアルをつくってないのはなぜですか。

●大内委員長 いや、このとおりにやるんだからいうたら、それはそれでいいわけですからね。

●元吉委員 そうです。だから、不要だからなのか、そういう機会がめったになくて不要なのか、こちらがあるからそれを適用しているのかですよ。

●大内委員長 だから、やっぱり25日に行って質問するいうても、時間限られるから、できるだけあらかじめ聞いておいて、さらにこの回答でわからんところを聞こうということにしましょうか。

●元吉委員 そうしましょう。

●上脇委員 そうしないと時間がかかってくる。

●大内委員長 次々とあれっという疑問が出てきて。

- 安藤委員 ちょっと調べてみたら、水道原水の検査は法律上も何か1年に1回ぐらいはしなきゃいけないと。
- 大内委員長 水道法に。
- 安藤委員 水道原水水質保全、何かそんな、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律とかいうやつ。
- 上脇委員 その法律もちょっと出してもらおう。
- 安藤委員 あと何か法律の施行規則。
- 大内委員長 ネットで水質検査いうところは前にも見たことがあって、何かいっぱい法律があるなとそのとき思ったんだけど。
- 上脇委員 たくさんあるとわかんないですね。
- 大内委員長 直接関係あるか、見るの大変ですからね。
- 上脇委員 でもそれがあると結局。
- 元吉委員 原水水質検査で調べられるんですか。
- 安藤委員 水道というか、「す」で調べたらいろいろ出てくる、六法系のやつで。
- 上脇委員 その法律重要だな。水道法だけじゃないな、これは。
- 大内委員長 水道法と厚労省の施行令ぐらい見たらいいのかなと思ってた。まだあります、いろいろ。
- 上脇委員 それは結構重要ですね、検査のやつ。にもかかわらずマニュアルがないとなると意味が違ってきますので。
- 大内委員長 年に1回検査してましたということになったら、また逆に大きな問題が出てくる。22、23としてましたいうたら、えっと。
- 上脇委員 公表してないんだったら出せって我々が要求するしかないですから、もしやったら。
- 大内委員長 やってなきゃやってないで問題だし。
- 上脇委員 そうそう。やらずにいいんですというんだったら、この参考の意味は何なのか、そういう位置づけなんですかと、見えてきますよね、だんだんだんだん。
- 大内委員長 だから、大体そういうことをきちんとやってるかどうかを見るのが水道何とか管理者でしょう。違うかな。何という名前か、水道技術管理者。全く機能していないとか、機能していないんだけど、そういう観点で全体を見て、きちっとマニュアルどおりとかいうか、適法に運用されているかというのを全体的な目で見るといのは必要

なんですよ。それは本来部長さんなんやろうか。

●元吉委員 その水道技術管理者。

●大内委員長 だから、全くそういう何で自分がこういうことをしてるのかというのがわからずに、ただ言われたまま、手足となってやってるだけなのか、それでいいのか、いかんのか。

●上脇委員 そうですよ。

●大内委員長 それでもいいいうんやったら、それを命じた人がきちっと全部あと責任持ってチェックせないかんわけだし。

●元吉委員 水道技術管理者って、市に1人ですか。

●事務局 複数います。

●大内委員長 資格を持った人は。

●元吉委員 有資格者はみんなそうなるんですか。

●大内委員長 有資格者は、何かそうらしいけど、その立場に任命されるというか、それは1人なんよね、水道部ではね。今また別。

●事務局 役所の係長とか主査とかの補職名とまた別のもので、若くても技術管理者の職が持つてる方もいますし、係長で持つてる職員もいるので、たまたま係長クラスがそれを持つてるんですけれども、部課長は持ってないです。

●大内委員長 かわったんだった？

●北林委員 かわっておられる、この4月にかわっている。

●大内委員長 かわったよね。今度係長級の人が。

●北林委員 ちょっと何かポストが上がったような感じですね。

●大内委員長 この人は前は主幹やったんやね。それは、全職員が詳細なそういう規定、こうせないかんとかあせないかんとかいうのをそれは全部全員が把握するというのも、なかなかそこまで要求はできないやろうから。配水開始するときでも、開始届出してないとか、1年以上遅れて出したとか、そんな状況ですから、なかなかきちっと法の規定に従って、ちゃっちゃちゃっちゃやっていくというのが難しかったんでしょね。

●上脇委員 そのときに、昔の合併前の何か慣習があるのかと思って質問がつくられていますが、そんなのはないんだという回答ですよ。建前の回答なのか。

●大内委員長 市になる前は、町だって水道があったわけですけど、そこは水道法の適用を受けないということはないよね。簡易水道なら知らんけど。受けるんでしょかね。ち

ゃんと浄水池として。合併になって大きくなったら全然変わってますからわかりませんということはないよね。それもまた。

ほかに、この際、ちょっとおかしいなと思ってるところは言っといっていて、次につなげると。

●北林委員 もう一つの議論である、これ5ページのその後の経過と隠ぺいということで、隠ぺいの2番目のやつで、部長さんがもうこれは公表できないということを書いて、その中には全員の合意やったと、その課長さんや副課長さんや……。

●大内委員長 これはちょっと疑問なんです。

●北林委員 皆が合意したからいうあれがあって、そこの点の疑問が1つと、前の消防もおっしゃったんですけども、みんなが関係者が合意したらええやないかというようなところが、ちょっとここら辺の何か悪いような関係を見せてきて、各管理職は、とりわけ部長さんはそんなみんなが合意したからよかったというような話では普通はないと思うんですよ。そこらあたりというのは、やっぱり厳しく言わないかんし、せないかんと思う。と同時に、ここからがちょっと意見というか、議論なんですけれども、私も考えてて、余りええ例やないんやけど、自分やったらどないするかというようなことも含めていろいろ想定しながらしたとき、なかなかオープンにというのも、それはそれなりにちょっと勇気が要るのかなという、それでこれ中間報告のときにこの隠ぺいのところで言葉として書いてあって、これはいいなと思ったんだけど、市民との距離を遠ざけるだけでなく、問題の解決も隠ぺいというのは遠ざけるものであり、とるべき方策ではないと、こう書いてあるね。これは非常に、結局ここに行き着くんだと思うんですけども、やっぱりそうすることが結果問題を長引かせて、だめなんですよというときに、ちょっとあれかもわからんけども、市民の側というのはこういう受け手となる側というのは、それはやっぱり何にも言及できへんのかなという気が、言及できへんというのは、そこら辺もやっぱりもうちょっと大きな観点で捉えるとか、もっとわかりやすく言ったら、市民のほうも協働でまちづくりというこの作業というか、ここだったら水道供給事業の上水、それをやっていくという一緒に車の両輪みたいなじゃないですか。そこの部分というのは、距離を遠ざけるというような敵対関係になったらだめなんですよというようなことであると思うんだけど、そのあたりというのをもうちょっと何か書けたらというか、ちょっと抽象的な言い方なんですけど。

●大内委員長 それは、この行政の側に、市民に対する信頼というのかな、最終的にいろ

いる問題になっても、最終的にみんなでええような方向に変えていくということを、市民のほうは結局そういうことをしてくれ、市民に対する信頼がないから、わあっとなったらかなわんから隠そうとか、そういうところがあるんですかね。

●北林委員 だから、それは……。

●大内委員長 最終的に信頼してれば、わあっとなったところで、それで最後にいい方向に行けばいいんだろうということなんですかね。

●北林委員 だから、それは丹波市というのがまだそこまでの熟度というか、熟成してないんですよということなんか、あるいは、それは水道やからと言うところかというのは、おそらくそれこそ合併10年やないけども、そこまでのお互いの熟度というのは行ってないという、けどもそんなことを市民の皆さん方に対して第三者委員会が、おまえらもうちょっと大人になれよというようなことは言えないし。

●大内委員長 確かに、市としてまだ10年ですからね。丹波市民という意識よりも、まだその地域地域というのが濃いのかもしれないし、そういうところを逆に考えて、行政側は最終的に市民を信頼してないというところがあるのかもしれないけど、なかなかそれは指摘は……。

●北林委員 上のほう、上のほうというと市長さんなり副市長さんなり、幹部の方がそのあたりというのは、今はちょっとタイミングが悪いかもわからんですけども、やっぱりうまい具合に言わないかん部分もあるのかなという気がしますけどね。

●大内委員長 何となくおっしゃることわかるけど。

●北林委員 何となくね、僕言うてること何となくしかあれなんだけど。

●大内委員長 わかるわかる。これはやっぱりお互い市民のほうじゃわからんけど、行政と市民がお互いにそんなに最終的な信頼関係がどうもないから、こんなとりあえず隠しところとか、言ったらまずいぞとか、なるんかもしれんね。

●上脇委員 中間報告までやった2つの事案の中で、やっぱり地元の合意がなかなか得られなかったというのがあるじゃないですか。そういう意味で言うと、この行政側がやろうとしてることと住民との間でなかなかうまく意思の疎通もいってなくて、合意も得られてないという、そういうのはやっぱり今の話につながっていくんですかね、ひょっとすると。そういう背景があるからこそなかなか難しいというふうに理解すべきなのか、そこをすんなりと理解すると難しいんですけど、そういうことなんですかね、言われていること。

●大内委員長 地元の合意が得られてないというのは、具体的にどういうことで得られてないのかというのがあらわれてきてなくて、言葉として地元の同意が得られてないという言葉だけが出てきて、何が原因でどういう理由で、具体的なものがほとんど出てきてないので、うのみにするのもどうかと、それを理由にしてるでしょう。同意が得られないからなかなかできなくて、こうなりましたというふうに弁解に使っておられるけれども、だから具体的にはどういうことなのかなという気はするんですよ。そこまで突き詰めて調査できないと思うんだけどね。やっぱり地元の同意が得られないという言葉だけが来てしまって、やっぱり基本的に隠ぺいというからには、隠ぺいが悪いという前提なんだけど、何が悪いかというと、もう既にマンガンて出てしまったんだし、隠しとったから、発表したからいうて、もう被害の状況は変わらんし、言うたら何が、言わなくてもいいんじゃないかということに対して、いやそれは明らかにするべきやというのは、さっきちょっと引用してくださったけど、ああいうことでいいんですかね。やっぱり当然市民に対する信頼を得るため、あるいは説明の義務を果たすために隠したらあかんのよということで、そういうその根本的なところはそれでよろしいんですかね。

●北林委員 25日の日にもし幹部の人が来はったら、ちょっと一回そのあたりも聞きたいなという気は若干あるんですけどね。

●上脇委員 安藤委員言われた例の法律も、ちょっと僕らでも条文を確認しておかないといけませんね。あの法律で水道法との違いがひょっとするとあると。原水の話、ちょっと確認しといたほうがいいかもしれません。

●大内委員長 規模によって適用されないこともあるかもしれないから、ちょっと名前だけではわからんからね。

●上脇委員 具体的に条文を見てみないとわかんない。

●大内委員長 それと、さっき北林委員がおっしゃった、みんなで相談して隠しましたということについて、部長さんそれで責任全く免れないわね。みんなが相談して隠しましよというても、いやあかんという立場の人なんやから。

●上脇委員 そうですね。要するに部長としての役割を自覚してないということになるので。

●北林委員 それで、水道のときもそうやったんですけど、やっぱりこれも推測なんだけど、やっぱり町というか、その中で各自治会やらいろいろあって、そういうときの決め方というのはみんなオーケーしたんかいということで、何かそれでコンセンサスを得てい

る、そういうのがこのあたりの合意形成の一つという、もしなってるとするならですよ。だから、それが何か役場というか、市のほうにも同じようなあれがあるのかなという、これもちょっと推測のあれなんですけど。

●大内委員長 みんなで渡れば怖くないけど。コンセンサスを得るについて、そのテーマの提示がはなから違ってる。

だけど、よくわかんないけど、この緊急時に対応するマニュアルでもこれ見ても、何かすぐにはわからんね。よく言えば一体どう対応、こればつと見せられて、こういうふうにしてやるんだよと言われて、どうしたらいいですかと、これだけ見てわかるかな。すぐにはわからん。現に携わっている人やったらわかるんかしらん。こればつと見て、一体どうするんよ。

●上脇委員 ひよっとすると、職場で何かフローチャート式に何かそういうのつくっていません。例えば、いついつ、これ年1回検査するということであれば、大体いつぐらいにしようとか、そうしたときには報告をこうするんだよという、何かフローチャート式みたいなものってつくってないんですかね。

●事務局 水道のほうか。

●上脇委員 このマニュアルを1ページ1ページ見ていくのは大変じゃないですか。ばつと見て……。

●大内委員長 誰かがこのマニュアルに基づいて年間計画を立てて、こういうふうにするけどええですかとって。

●上脇委員 計画を立てて、そろそろ検査やる時期やないかと、そういうのはないんですかね。あるような気もするんですよ。

●事務局 事務引き継ぎとかの関係で、前任者からのもので、中にそういうものがある可能性は高いと思いますけども、組織として年表みたいなものは。

●上脇委員 年表だけじゃなくて、こういうことをやったときには、次はこういうふうな手続でいくんですよと、最終的には報告までしないといけませんよとか。

●事務局 そのことって水道以外でもどの部署でも共通になってくるのかなと思うんですけども。

●上脇委員 水道ないんですかね。

●事務局 恥ずかしながら、総務課においても一般的な事務の流れをかちっと書いてというのは、なかなか……。

- 上脇委員 もしあれば。なかったらなかったで。
- 大内委員長 多分、証言とか聞いてますと、水質検査担当の主査はずっと水質検査の係をしてはるから、私わからんけれども、担当者から担当者への申し送りが主になっているのかなと。
- 事務局 経験値が高くなってくると、今度は担当の頭の中でもうできてしまっていて、なかなかペーパーに落とさなくなるところもあるんです。
- 大内委員長 毎月定期検査をするんですとか、いろいろ言ってはるからね。やっぱりその頭の中にちゃんと入ってるんですけども、ただそれが……。
- 上脇委員 それは、結局上司はチェックできないということになってきます。
- 大内委員長 そうね、頭の中のことはね。
- 上脇委員 そうなっちゃうと。
- 事務局 そこで指示をしてつくらせるとかいうような、本当は要るのかなと。
- 大内委員長 年間計画ぐらいはつくってもらって、ペーパーで置いとくほうが、年間の何というか、検査計画とかね。
- 上脇委員 楽と言ったら変だけど、安心できると思う。もしあればで、なかったらなかったで。
- 大内委員長 そうか、でもこれ。
- 安藤委員 それをつくらないと予算請求とかできないんじゃないですか。
- 大内委員長 予算を請求する人は……。
- 元吉委員 年間スケジュールはなくても、今年度やりますという……。
- 事務局 そういった部分はあると思います。
- 元吉委員 1年間を通してやるということが決まっていれば、予算的には通る。
- 上脇委員 そうそう。箇条書きでいいですからね、とりあえず最低。
- 大内委員長 これ、幾つか浄水場があるでしょう。それぞれにやっぱりそこに常駐してる人っていらっしゃるんですかね。
- 事務局 いや、無人のところと、あと委託、業者委託で、業者さんが入られとる浄水場もあります。
- 大内委員長 じゃあ検査というのは水道部でどこの浄水場、いつどう検査するって決めるんよね。
- 事務局 それは水道部の担当で。

- 大内委員長 水道部の中でね。
- 上脇委員 それやったらなおさらだな。
- 大内委員長 1カ所じゃないですからね。いっぱいあるからね。
- 元吉委員 年間の検査計画スケジュール表みたいなものはないんですか。
- 大内委員長 原水も検査することになってるし、そののところ。
- 上脇委員 1カ所でなけりゃあなおさらですよ。
- 大内委員長 時期的には、そうか、毎月やからね、毎月やからどうするんですかね。全部業者委託やろうか、毎月は。決まってるんかもしれんね。毎月こういうローテーションで回って検査するって。
- 上脇委員 そういう細かい実務のことがわかんないので、そういうのがもし文書であれば、あればね。なければ口頭で僕らが聞くし。
- 元吉委員 一番聞きたいところは何ですかね。検査したかどうかを上司が確認するすべがあったのかとか、そういうことですか。
- 上脇委員 さっきの県のマニュアルでいくと、これ事務所のほうに何か報告することにもなってますから、県のほうに報告することになってるから、必ず県は、県に対しての報告せんといかんよねという意識があるはずですよ。
- 元吉委員 特に検査というのは1カ所じゃないんだしね。
- 大内委員長 浄水場だけでも3カ所、何カ所あるんやったっけ。
- 元吉委員 そういう意味では、ここだけの件じゃなくても、どうやって検査を、進捗管理というのかな、してるんですか。
- 大内委員長 多分業者さんに任せてて、いつ水くみにいきますって、あそうですかという感じやと思うんですけど。推測するところ、多分。
- 元吉委員 ということは、この件だけじゃなくて漏れててもわかんないということですよ。
- 大内委員長 だから、業者から四十何枚来たというのは、そういうことかと、そこで初めて私も検査というのはそういうふうに業者に全部頼んで、検査結果が一括して来るんやと、ああそうかと思ったんですけどね。だって、検査結果が四十何枚来たうちに、本件の原水のも入ってましたと。業者さんは、異常があれば必ず報告しますと言うてはるわけやね。これは随意契約なんかしらと、この業者さんには随意契約で委託してるのかなとか。こんなに毎月毎月いっぱいあちこちに検査するんやったら、かなり費用がかかるんじゃな

いですかね。それを入札か随意か何かで1年を通じて幾らというふうに入れさせるんじゃないですか。やっぱり年間何件やるとかいうのは、何というの、入札とか請負させるときの仕様書、何というんだっけ、ここのこれだけの場所でこれだけの検査をするについて、いくらですかとって、だからちゃんと誰かが取りまとめてちゃんとしてるはずやと思います。

●上脇委員 ですよ。

●大内委員長 それを誰がしてどういう決裁の方法になっているのかわからないですけど。やっぱりお金が動くことやから、検査をするということはお金がかかることやから、誰かが取りまとめてやってるはずですけど、どう聞きます？

●元吉委員 常々になってくるとルーチンになってしまいますよね。

●上脇委員 結局、県のマニュアルも参考程度だから、報告はしてませんという回答になるのかな。

●大内委員長 新規運転のときにも届け出してないぐらいやから、こんな一々しとるんかしらと。

●上脇委員 ですね、何かいろいろ考え……。

●大内委員長 勝手に思うたらいけませんけど。

●上脇委員 一つ一つ確認していきましょう。そんな感じかな。

●大内委員長 大体そんなところですかね。もうちょっと前にいただいとったら、もうちょっと詰めたことができたかなと。

●上脇委員 ただ、なかなかこれ難しいですね。本当、実態が。

●大内委員長 やっぱりみんな関心があるところに関心のある目で見るとして。そしてわかるんですよ。あ、おかしいのと違うかとか、これに対してはどうなんだと、皆さんそれぞれ違う目で見えていただくということは、そういう意味で非常にいいことやと。

●上脇委員 回答を読んで、それを理解するだけでもなかなか進まなくて。

●大内委員長 理解できないところが多いでしょう。

●上脇委員 そうそう、多いです。こだわると、そこでとまっちゃうので。

●大内委員長 じゃあ、疑問は疑問のままで残るかもしれないし、ある程度回答が得られるかもしれないし、そこが結局問題点につながるということになりますかね。

じゃあ、そういうことで、あとはもう一遍皆さんによくよく精査していただいて、質問があれば事務局のほうに、水道部に対する質問があれば事務局のほうにメールをしてくだ

さい。みんなにメールをしてくださいということと、アンケートについては月曜か火曜日には事務局及び皆さんにまとめたのをお送りします。

今後のスケジュールですが、ちょっと事務局のほうから12月25日の市長さんのほうでちょっとお話ができればお話をさせていただきたいと、私たちもお話をお聞きしたいということがありますので、そのセッティングなんかもあるので、ちょっとスケジュールの説明をお願いできますか。

●事務局 次回、次々回の日程ということで、第13回は丹波市開催で、12月25日午後1時からということで、お世話になります。このことについて、市長のほうにも報告しまして、委員の方とお出あいできるかということで問い合わせしまして、ぜひお出あいしていただけるのならということで、その場を設定していただきたいということで聞いております。ただし、その日については、今の予定ですと議会の本会議の一般質問等の日程が入っております、時間がとれるとすれば12時から13時までのお昼休みの時間になるかと想定しております。会議について、午後1時から第三者委員会を持っていますので、もしお忙しい中、ちょっと厚かましいんですけども、早目に来ていただいて、12時から13時までの市長の食事時間を除く、空いた時間でお会いしていただけたらということで、副市長も同じ考えをお持ちのようですので、ちょっと提案といえますか、お願い事項ということで今日預かってきております。

●大内委員長 皆さん12時、あるいは12時ちょっと前ぐらいにご出席いかがでしょうか。電車はどうなんですか。

●事務局 電車は11時過ぎに着く……。

●北林委員 前は1時違うたか、着くのは、12時前、12時半ぐらいに着くやつじゃなかったかと思ったんだけど。

●大内委員長 1時のときは、たしか12時半かなんかそんなん。

●北林委員 11時半ぐらいに着くやつあるんですか。それだったら、1時間にあれだったらね。

●大内委員長 何かその後ぽんと抜ける時間があるよね。特急がない時間があるでしょう、たしか。11時半ぐらいに着くの、11時29分か何分か着があったん違います？

●事務局 11時23分着のこうのとりの、11時23分柏原ですと、ただ、お昼どきなんです、食事の都合があるんですけども。

●大内委員長 じゃあ委員会を1時半からにしたらいいじゃない。

- 事務局 そうしましょうか。そしたら30分ずらして。
- 大内委員長 会談の時間とお食事の時間とということだったら。
- 事務局 そしたら、会議開催を30分遅らせるということで、11時23分柏原駅着で。
- 大内委員長 お迎えに来ていただくと。
- 安藤委員 私は車でいきますので、時間間違えないようにしますから。前に時間30分間違えて。
- 北林委員 市長さんとのそれが終わって、1時半に始まるまでの間、どこか食べるところあるんですか。
- 事務局 はい。
- 大内委員長 お弁当を準備していただくということですか。それはありがとうございます。

じゃあ、そういうことでちょっと30分、委員会のほうは1時30分から。ただし、皆さんのほうにはもうその12時には、市役所のほう、安藤先生、12時には。

- 安藤委員 12時には行っというほうがいいですね。
- 事務局 そうですね。12時ということで、帰って再度秘書と調整して、またメールできちっと連絡を入れますので。
- 大内委員長 じゃあ25日はそういうことと、それから水道部からどなたか出席をしていただくということと、アンケートの結果及びざっとした集計、できる限りの集計でよろしいので、それをしていただくと、できればアンケートの結果についての多少のご意見がいただけるように、また見といていただかないけませんということになりますね。

ほか何かありませんか。

そんなものでしょうか。もし言い忘れたこと、思いついたことありましたら、またメール連絡ということで、お願いしたいと思います。

それじゃあ、今日はこういうことで、どうもお疲れさまでした。

午後3時20分 閉会